

通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書

登下校中の児童等の列に自動車が入り、児童等が死傷する事故が全国で続発するなど深刻な事態を受け、国は、平成24年度に全国で通学路について交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施し、対策必要箇所が7万箇所を超えることを明らかにしたが、いまだに安全対策が確立していない地域も多くある。

市内の通学路における今年度の対策要望箇所は、205箇所であり、特に危険で早急に対策が必要な箇所については、保護者や地域、学校によって児童等の登下校の見守りや地域交通安全員の配置などソフト面において懸命に取り組んでいるものの限界があるのが現状である。

安全であるはずの通学路において、児童等が登下校中に交通事故に遭うことは絶対にあってはならないことであり、通学路の安全対策を早急を実施し、児童等を交通事故から守り、悲惨な事故を繰り返さないために、通学路における交通安全施設の整備を促進することが早急に求められている。

よって、国におかれては、通学路の交通安全の確保を促進するため、施設整備に係る財政措置の更なる拡充と児童等が安全に安心して登下校することができる環境整備に向けた法整備を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月18日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

文部科学大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長